

「部落差別解消推進法」を知ろう！

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が2016(平成28)年12月9日に成立し、同月16日に公布・施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

部落差別の問題(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査や就職試験で本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。こうした差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

この法律のポイントは？

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示された。(第1条)
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記された。(第1条)
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。(第5条)

さまざまな差別解消法の施行

障がい者や外国人の権利を守る運動

- 障害者差別解消推進法(H28.4月)
- ヘイトスピーチ対策法(H28.6月)

↓
「部落差別解消推進法」
(H28.12月)

この法律が施行された背景は？

- インターネット上に、部落に対するデマや偏見、差別的情報が発信され、差別の拡大、悪質化が進んでいる。
- 「戸籍謄本等不正取得事件(プライム事件)」や鳥取ループによる「全国部落調査復刻版」出版事件など、相次ぐ差別事件が発生。
- 特措法失効後、部落差別の現実に対する無視、軽視、認識不足が広がってきた。

部落差別の解消には、教育及び啓発の果たす役割が大きいと言われていています。今後、各種研修会等のあらゆる機会を通じて「部落差別解消推進法」の周知徹底と教育・啓発に積極的に取り組んでいきます！

部落差別を解決するためのこれまでの取組み

1965(昭和40)年 「同和对策審議会答申」

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

1969(昭和44)年 「同和对策事業特別措置法」【時限法】

同和对策事業が目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり対策事業が実施された。

1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法(地対法)」【時限法】

1987(昭和62)年 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」【時限法】

1993(平成5)年 同和地区実態把握調査(総務庁地域改善対策室)

住環境面では一定の改善は進んだが、差別意識や差別事件については、十分な成果が得られていない。

1996(平成8)年 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」

(地域改善対策協議会意見具申)

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっている。

2000(平成12)年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2002(平成14)年 特別措置法の法期限切れ

3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

総合的な人権教育が進められるが、部落問題学習の取組みが形骸化しているという批判もある。

2016(平成28)年 「部落差別の解消の推進に関する法律」【恒久法】

同和地区の有無に関わらず、部落差別を解消するための教育及び啓発の推進が重要であり、部落問題に対する知的理解と人権感覚を高める取組みが求められている。

「部落差別の解消の推進に関する法律」全文

平成28年法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、**現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている**ことを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する**日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること**に鑑み、部落差別の解消に関し、**基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。**

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、**部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。**

2 地方公共団体は、**国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。**

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。